

貨物運送事業者（宮古地区） 各位

（公社）沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗
（公 印 省 略）

平成29年度 第3回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の宮古地区開催について
（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月12日より新設されました「準中型免許制度」に伴い、トラック運送事業者が運転者に対して実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）が一部改正されました。

また、「初任運転者に対する特別な教育」についても、教育実施時間・項目が別紙のとおり拡大されたことを受け、当協会でその一部を賄う研修を下記の日程で開催する運びとなりました。

つきましては、参加をご希望される方は別紙1の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにて平成29年10月25日（水）までにお申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年11月2日（木）8：50～16：30
（※受付開始は8：30～）
2. 場 所 宮古地区トラック事業協同組合2階（沖縄県トラック協会宮古支部）
宮古島市平良字久貝1205-1 （Tel：0980-72-3577）
3. 対 象 者 ※別紙2参照
4. 講 師 株式会社おんが自動車学校 担当者
5. 受 講 料 無 料 （昼食は各自でご準備ください。）
6. 申 込 方 法 FAXによる申込み別紙1 FAX 098-863-3591
7. 注 意 事 項 (1)参加人数がホールの収容人数を超える場合は、申し込み順とさせていただきます。
(2)研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。また、修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要（国土交通省）

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」	改正後の追加内容
題目	
① 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③ 「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にあつては、コンテナロックの重要性を理解させる
④ 「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤ 「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にあつてはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－（改正なし）
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づき個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪ 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

別紙

上記事項を実施するための期間 ▶ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- ◆ 一般的な指導及び監督内容を実施
- ◆ 上記内容を座学および実車をを用いることにより実施 **15時間以上** **15時間以上** 現行：6時間以上 **15時間以上** ◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 **20時間以上** **20時間以上** **【新設】**
※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導（座学のみ）

(公社)沖縄県トラック協会 適正化事業課あて
(FAX 098-863-3591)

参加申込書

平成 29 年 月 日

会社名 _____ 営業所名 _____

営業所住所 _____

連絡担当者 _____ TEL _____

平成29年度 第3回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修へ下記の者が参加します。

フリガナ 受講者氏名	分類 (該当する番号を ○で囲んでください)	※営業所名 住 所
①	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	
②	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	
③	①初任運転者 ②一般運転者 ③指導監督者 ④その他	

※所属している営業所が異なる場合のみ「※営業所名、住所」をご記入ください。

○全日程を受講された方へ修了証を発行致します。修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。

<問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 (TEL: 098-863-0280)

研 修 対 象 者

①※初任運転者に対して（15時間のうちの6時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、別紙のとおり座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を15時間以上実施しなければなりません。そのうちの6時間を本研修で受講したことになります。実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を含む残りの9時間以上については事業所で実施する必要があります。

※【初任運転者とは】

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

②一般運転者について（別紙の12項目）

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）を12項目（全ての項目）実施したことになります。

③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、自社の教育へ活用していただきたいと思えます。

一般運転者・初任運転者・指導監督者研修

【1日座学コース 6時間】

【沖縄】

時間	内容
8:30~	○受付
8:50~	○開講式 ・オリエンテーション 個人カルテ作成
9:00~	【講義】 ○トラックを運転する心構え ・トラック輸送の社会的に重要な役割 ・トラック事故データ分析と社会に及ぼす影響の大きさ ○トラックの安全運行のために遵守すべきこと ・貨物自動車運送事業及び運転に係る法令 ・日常点検の実施、運転姿勢の重要性
10:00~	【講義】 ○トラックの構造上の特性 ・トラックの特性に合わせた運転 ・トレーラを運転時、留意すべき事項及びコンテナロックの重要性 ○貨物の正しい積載方法 ・積付け、固縛の方法、偏荷重の危険性 ・軸重違反の防止と積載方法 ○過積載の危険性 ・過積載による事故要因と社会的影響 ・法令に基づき荷主が遵守すべき事項、ドライバーが受ける処罰 ○危険物輸送の留意すべき事項
12:00~	★休憩（昼食）
13:00~	【適性検査】 ○一般診断（運転者の運転適性に応じた安全運転） 適性検査及びカウンセリング
14:00~	【講義】 ○健康管理の重要性 ・健康起因の事故と健康管理の必要性 ・精神面の健康管理の重要性 ○交通事故に関わる生理的及び心理的要因と対処方法 ・交通事故の生理的、心理的要因と過労運転 ・医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止
15:00~	【講義】 ○安全走行を考えた走行経路設計 ・危険ポイントの回避 ・車両特性を考えた経路設計 ・事業所特性を考えた経路設定 ○危険予測及び回避 ・必要性とポイント、危険予知訓練 ・注意喚起手法及び緊急時の対応 ○安全装置の適切な運転方法 ・安全装置の理解と効果
16:00	○閉講式 ・エバリュエーション・アンケート作成 ・修了式

※一般的な指導・監督の内容 12 項目すべてを導入した研修となっています。

※初任運転者については、9 時間以上を事業所にて実施して下さい。（実車の 3 項目を含む）

総合交通教育センター福岡

ドライビングアカデミー ONGA